



「神戸市生物多様性の保全に関する条例」に係る 開発事業に関する届出等の手続き

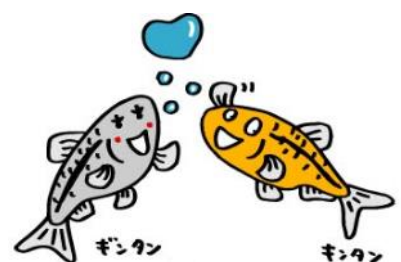


神戸市域においては、神戸市生物多様性の保全に関する条例（平成 29 年 10 月条例第 7 号。以下「多様性条例」といいます。）に基づき、環境影響評価法や神戸市環境影響評価等に関する条例の対象とならない小規模な開発事業についても、事業を実施しようとする区域の自然環境の現状を把握し、野生動植物や生態系等への影響を回避・低減等するための保全措置を実施する必要があります。

多様性条例の対象となる開発事業者は、多様性条例に基づく届出や適切な保全措置を実施するにあたり、本手引きをご活用ください。



令和 7 年 7 月
神戸市環境局



1 多様性条例に基づく届出等手続の対象となる開発事業

下の表の事業を実施しようとする場合、多様性条例に基づく届出等の手続の実施が必要になります。（ただし、**自己の居住の用に供するために実施する事業は除きます。**）

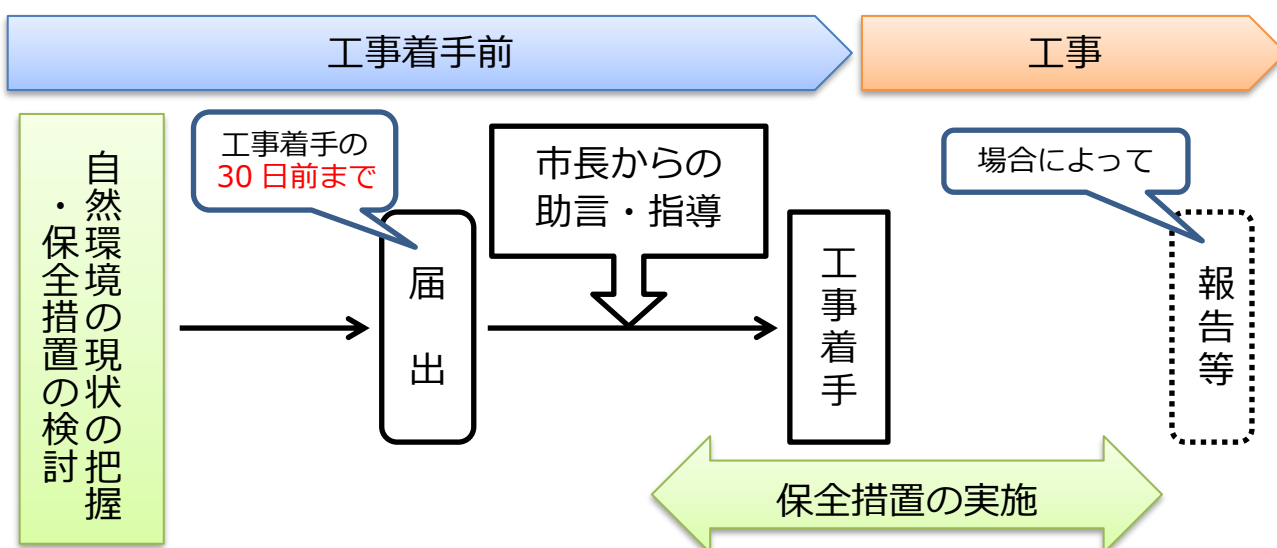
各条例に関する詳細な制度の内容は、9ページのリンク先をご確認ください。

対象となる開発事業	対象となる開発事業内容及び要件	必要な手続
「神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例」第6条第1項の審査が必要な事業	○ 建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的をもって計画される事業 ○ 土地区画整理事業	<届出> 工事着手 30 日前までに届出。 届出に先立って事業区域内の自然環境の現状を把握し、保全措置を検討する。
「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」第8条第1項の許可が必要な事業	緑地の保全・育成区域において、緑地に影響を及ぼす行為（土地の形質変更又は木竹の伐採）を行う事業	
「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」第10条第1項の届出が必要な事業	農村用途区域において行う次の事業 ○ 建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は用途の変更 ○ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 ○ 駐車場又は資材その他の物件を保管し、仮に置き、若しくは堆積する場所としての土地の使用 ○ 木竹の伐採 ○ 土石の採取又は鉱物の掘採 ○ 水面の埋立て又は干拓	<保全措置の実施> 検討内容及び市長からの助言・指導等に基づいて、措置を実施する。
「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（県条例）」第7条第1項第2号の届出が必要な行為	出力が 1,500 キロワット（特別地域※では 500 キロワット）以上の風力発電施設の設置工事及び増設等工事を行う事業	※ 届出等の手続の流れは、2ページを参照
「神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例」第8条第1項の許可が必要な事業又は同条例第13条第1項の届出が必要な事業	○ 発電出力 10 キロワット以上で、地上に太陽光発電施設を設置する事業（発生電力を売電しない施設を除く） ○ 出力 1 万キロワット以上又は容量 8 万キロワット時以上の蓄電所	
「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」第8条の許可が必要な事業	面積 1,000 m ² 以上かつ高低差 1 メートルを越える外部からの搬入土による盛土等の堆積行為を行う事業	

※特別地域：環境影響評価に関する条例（県条例）第2条第3号に規定する地域

（詳細は9ページの「太陽光発電施設等と地域環境の調和に関する条例（兵庫県条例）」のリンク先を参照）

2 届出等の手続の標準的な流れ



3 届出に必要な書類

○ 届出書（1部） ※ 3, 4ページの記載例参照

＜添付文書（各1部）＞

- ・ 位置図（1/2500程度）
- ・ 付近見取図（現況がわかる平面図。1/500～1/1000程度）
- ・ 土地利用計画図（1/500～1/1000程度）
- ・ カラー写真

事業区域の現況が把握できるように撮影します。

山林、池や沼等の水辺地などの自然地が存在する場合、その環境の状況がわかるよう複数の方向・距離から撮影します。（付近見取図に撮影方向と撮影地点を記入してください。）

- ・ その他市長が必要と認める資料（事業計画の把握のために必要な資料の提出を求めることがあります。）

4 市長による届出者（開発事業者）への助言・指導等

助言・指導	自然環境の現状の把握や保全措置に関して、必要な助言や指導を行います。
報告徴収・立入検査等	自然環境の現状の把握や保全措置に関して、必要な報告を命じたり、市職員に開発事業者の事業所等に立ち入らせ、帳簿書類等を検査させたりすることができます。
氏名等の公表	届出者が指導に従わない場合、報告徴収等の命令に違反した場合、立入検査等に応じない場合には、開発事業者の氏名等を公表することができます。

<届出書記載例>

様式第2号（第7条関係）

土地の形状の変更及び工作物の設置等に関する届出書

平成30年6月1日

神戸市長 宛

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....神戸市中央区加納町6-5-1.....

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....〇〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇.....

電話番号 (078) 322 - ××××

担当者

所属 〇〇部〇〇課 氏名 〇〇 〇〇

電話番号 (078) 322 - ××××

神戸市生物多様性の保全に関する条例第9条第2項に規定する土地の形状の変更及び工作物の設置等の開発事業に関して、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

実施する事業の内容	建築物の建築
事業実施予定区域の土地の所在地	神戸市北区〇〇町△△ 〇-〇
事業実施予定区域の土地の面積	9,850 m ²
工事着手予定日	平成30年7月14日
事業実施予定区域内の自然環境の概況	・事業実施予定区域の北東部に、ため池が存在（約1,200 m²）しており、周辺に同様の環境はない。 ・チョウやトンボ等の昆虫類が見られ、ため池周囲にひざ丈ほどの草花が生育している。 ※ 付近見取図・土地利用計画図・カラー写真を参照
自然環境への影響を回避し、又は低減するために講ずる措置の内容	・事業の実施により草地の一部が改変されるが、事業配置の変更により、改変面積を最小化する。 ・事業実施予定区域周囲に、郷土種による緑化を行う。 ※ 詳細は、別添資料及び図面を参照

- ※添付図面
- (1) 位置図
 - (2) 付近見取図
 - (3) 土地利用計画図
 - (4) カラー写真（事業実施予定区域及びその周辺の自然環境の状況）
 - (5) その他市長が必要と認める図書

概要を記載し、詳細な説明や図を添付します。（届出書のみで説明可能であれば、詳細の添付は不要です。）

<届出書記載例 2（別紙を使用する場合）>

様式第 2 号（第 7 条関係）

土地の形状の変更及び工作物の設置等に関する届出書

神戸市長 宛

平成 30 年 6 月 1 日

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
神戸市中央区加納町 6-5-1
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号（ 078 ） 322-XXXX
担当者 所属 〇〇部 〇〇課 氏名 〇〇 〇〇
電話番号（ 078 ） 322-XXXX

神戸市生物多様性の保全に関する条例第 9 条第 2 項に規定する土地の形状の変更及び工作物の設置等の開発事業に関して、同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

実施する事業の内容	建築物の建築
事業実施予定区域の土地の所在地	神戸市北区〇〇町△△ 〇-〇
事業実施予定区域の土地の面積	9,850㎡
工事着手予定日	平成 30 年 7 月 14 日
事業実施予定区域内の自然環境の概況	別紙のとおり
自然環境への影響を回避し、又は低減するために講ずる措置の内容	別紙のとおり

※添付図面 (1) 位置図
(2) 付近見取図
(3) 土地利用計画図
(4) カラー写真（事業実施予定区域）
(5) その他市長が必要と認める図書

神戸市が作成している標準的な添付資料を用いて記載することもできます。（右ページのとおり。HP からダウンロード可。）

（土地の形状の変更及び工作物の設置等に関する届出書 添付資料）

■ 事業実施予定区域内の自然環境の概況

① 事業実施予定区域内の概況

☒ 山林

☒ 田畑

☒ 池、沼等

☐ 草地

☐ 空地

☐ その他（内容： ）

② 事業実施予定区域の周辺の概況

☐ 事業実施予定区域内と同様。

☒ 事業実施予定区域内と異なる。

☐ 山林☐ 田畑☐ 池、沼等

☐ 草地☐ 空地

☒ その他（内容：住宅、駐車場）

■ 自然環境への影響を回避し、又は低減するために講ずる措置の内容

① 緑化時の配慮

☒ 郷土種（事業実施周辺に生育している在来種）を使用する。

☒ 多様性条例において、使用しないよう努めることとしている種を使用しない。

② 工事・工法等の配慮

☒ 工事用車両のタイヤ洗浄を実施する。（昆虫や植物の種等の非意図的な移動の防止）

☐ 沈砂池を適正に設置する。（水生生物の生息・生育環境への影響の低減）

③ 自然環境に関する措置

☐ 自然地をそのまま残す。 <回避措置>

☐ 自然地の改変面積をできる限り最小化する。 <低減措置>

☒ 造成緑地や造成森林を設置する。 <代償措置>

④ その他

☐ （内容： ）

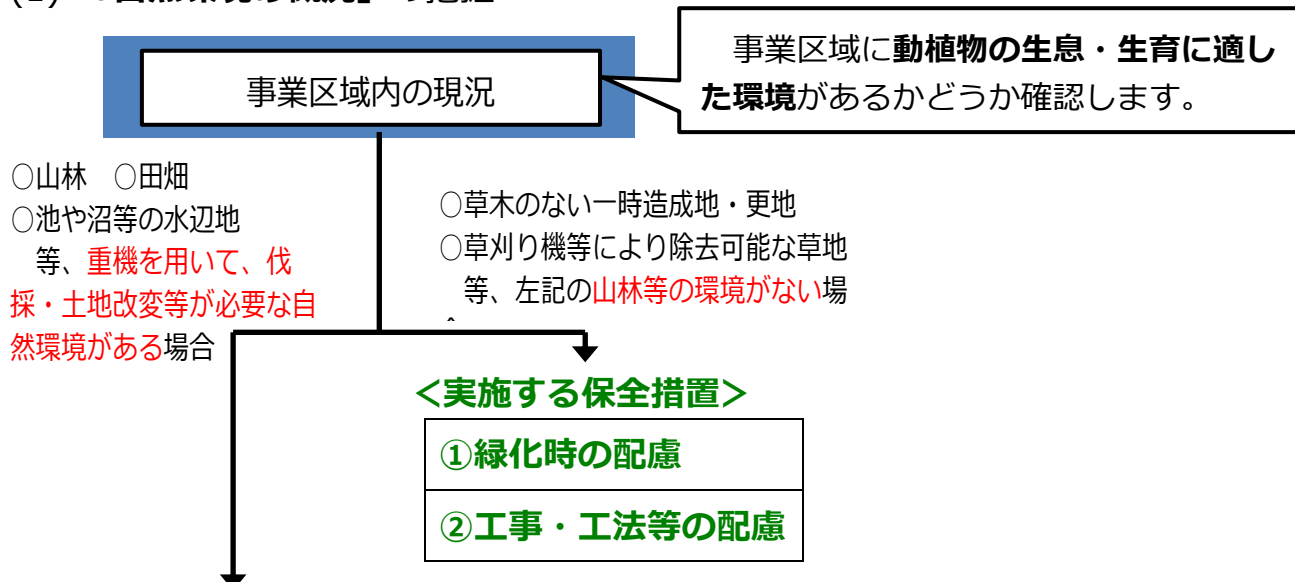
☐ （内容： ）

- 4 -

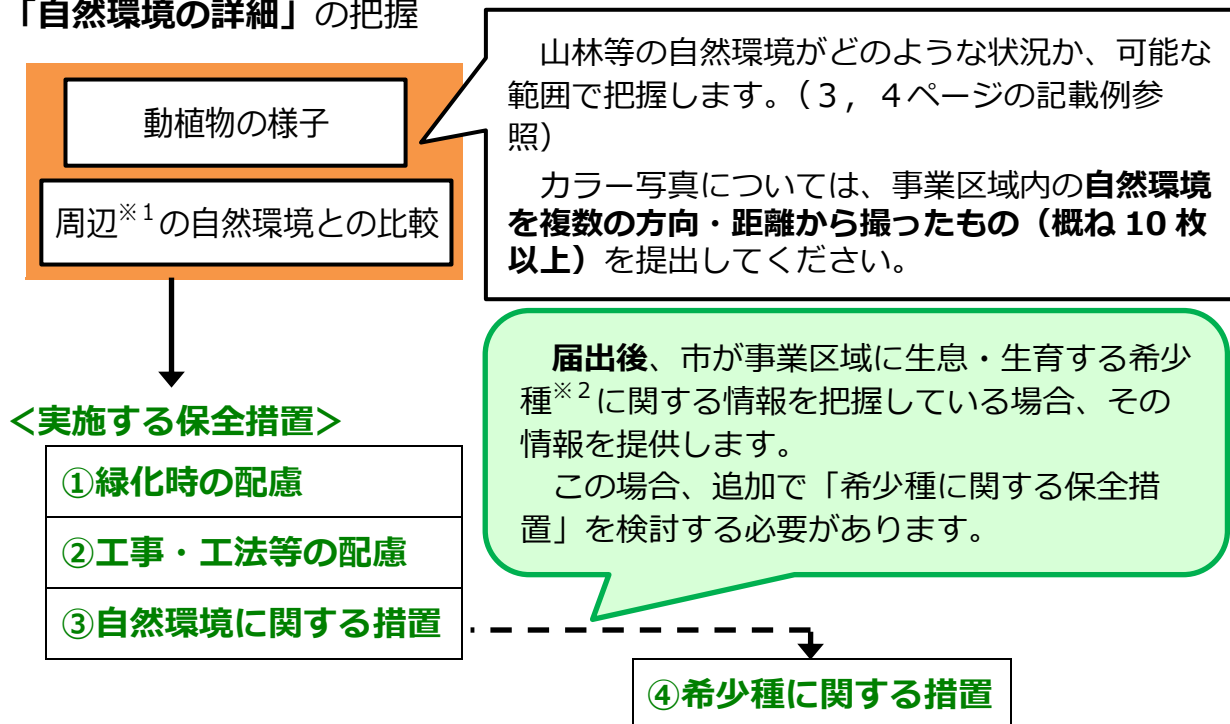
5 「自然環境の現状の把握及び保全措置」の実施フロー図

届出を行う前に、以下のフロー図に従って、事業区域内の自然環境の現状を把握し、その結果に応じて保全措置を検討・実施してください。（実施する保全措置の具体的内容は6ページに掲載。）

(1) 「自然環境の概況」の把握



(2) 「自然環境の詳細」の把握



自然環境の把握や保全措置の検討方法等についてわからないことがあれば、9ページの問合せ先までご相談ください。

※1 事業区域の敷地境界から約1km圏内

※2 希少種：国や自治体が発行するレッドデータに掲載されている種等（9ページ参照）

＜実施する保全措置の具体的な内容＞

保全措置の項目	保全措置の具体的な内容（例）
① 緑化時の配慮 事業実施後に、緑化・植栽等を実施する際の措置	・多様性条例において、使用しないよう努めることとしている種※を使用しない ・郷土種（事業区域周辺に生育している在来種）を使用する
② 工事・工法等の配慮 工事実施期間中、または採用する工法に係る措置	・沈砂池を適正に設置する ・河川付け替え時に自然石を選択する ・出入りするトラックのタイヤ洗浄等により、昆虫や植物の種等の非意図的な移動を防止する
③ 自然環境に関する措置 事業区域内の自然地を可能な限り保全する措置（右記の1から順に検討）	1 自然地をそのまま残す <回避措置> 2 自然地の改変面積をできる限り最小化する ・事業区域と隣接する自然地との連続性を保つ ・動植物の生息・生育に適する水辺地等を多く残す <低減措置> 3 緑地を修復・再生する、新たな緑地を創出する ・元々の自然地と同様、もしくはより動植物の生息・生育に適した環境を創出する <代償措置>
④ 希少種に関する措置 希少種の個体又はその生息・生育環境を保全するための措置（右記の1から順に検討）	1 希少種が生息・生育地している自然地をそのまま残す <回避措置> 2 希少種が生息・生育地している自然地の改変面積を少なくする <低減措置> 3 非改変区域や造成緑地等に希少種を移植する <代償措置>

※ 緑化・植栽において使用しないよう努める種

○ 木本

高木（亜高木）	オオバヤシャブシ、ナンキンハゼ、シンジュ、トウネズミモチ
低木	タチバナモドキ、トキワサンザシ、キダチコマツナギ、メドハギ ヤマハギ（神戸市外のもの）、マルバハギ（神戸市外のもの） セイヨウイボタ（ヨウシュイボタ）、フサフジウツギ

○ 草本

メドハギ、ツルニチニチソウ、マルバアサガオ、シナダレスズメガヤ オニウシノケグサ、ネズミホソムギ、ホソムギ、ボウムギ

○ 草本（水生植物）

ハゴロモモ、園芸スイレン、ウチワゼニクサ、エフクレタヌキモ、ナガバオモダカ コカナダモ、ホテイアオイ、シュロガヤツリ

重要ポイント！



保全措置の検討の順序について

保全措置の実施事例を7ページで紹介しています。



：事業による改変部分



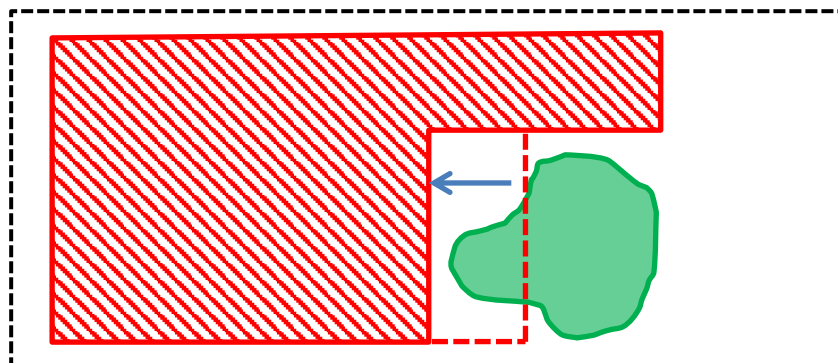
：自然地



：造成緑地

優先順位 1 位 『回避』

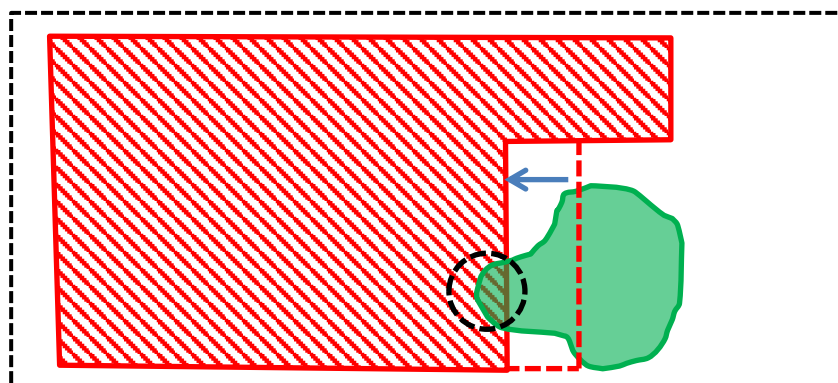
事業内容や位置・配置の変更等により、自然環境への影響を発生させない。



自然地を避けて事業を実施

優先順位 2 位 『低減』

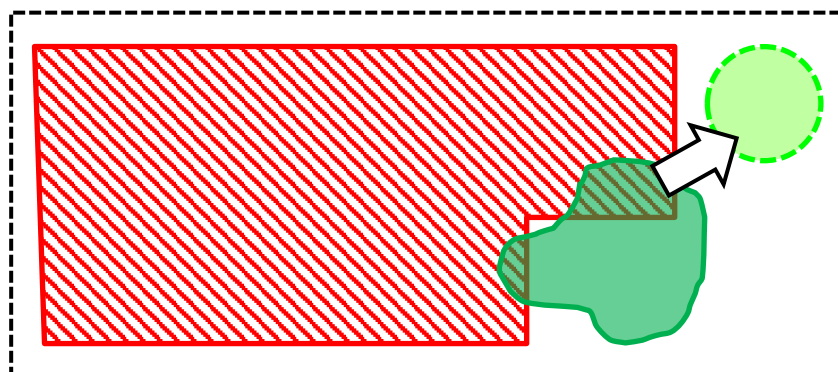
事業の規模の縮小、工法の変更等により、自然環境への影響を低減する。



自然地の改変面積を最小化

優先順位 3 位 『代償』

事業により失われる自然環境を再生・修復する、又は新たな緑地を創出する。



新たな緑地を創出

『低減』措置の事例



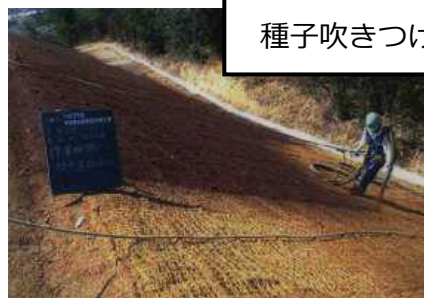
現地形に沿って、林道を設定し、**改変面積を最小化**した事例で

『代償』措置の事例

施行前



種子吹きつけ



整備した法面に、事業区域に生育していた植物の種子を吹きつけ、**事業区域と同様の植生を創出**した事例です。



施行後（3年3か月）

※ 本ページの事例は、「神戸市環境影響評価マニュアル（植物・動物・生態系編）事例集」（9ページ参照）から一部を紹介したものです。

【参考資料】



<多様性条例に基づく届出等手続の対象となる開発事業に関する情報>

「神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例」に関する情報

<https://www.city.kobe.lg.jp/a35466/business/kaihatsu/kaihatsukyoka/shigaikakuiki/300601kaihatsu/index.html>

「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」に関する情報

<https://www.city.kobe.lg.jp/a53249/kurashi/machizukuri/flower/midoriseido/index.html>

「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」に関する情報

<https://www.city.kobe.lg.jp/a99375/shise/kekaku/kezaikankokyoku/symbiosis.html>

「太陽光発電施設等と地域環境の調和に関する条例（県条例）」に関する情報

<https://www.city.kobe.lg.jp/a35466/business/kaihatsu/plan/taiyoukou.html>

「神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例」に関する情報

<https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kaihatsu/plan/sp.html>

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」に関する情報

<https://www.city.kobe.lg.jp/a84526/business/kankyotaisaku/industry/tokuteijigyo.html>

<希少種に関する情報>

神戸版レッドリスト等に関する情報（生物多様性ポータルサイト）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/kurashi/recycle/biodiversity/reddata2020.html>

兵庫県版レッドリスト等に関する情報（ひょうごの環境：自然環境）

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/environment/leg_240/leg_289

国のレッドリスト等に関する情報

<http://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/redlist/index.html>

<環境保全措置に関する情報>

神戸市環境影響評価マニュアル（植物・動物・生態系編） 及び 事例集

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/13237/gijyutushishin_2.pdf

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/3033/210318biomannual_kanmatsushiryoku.pdf

◆問合せ先◆

神戸市環境局自然環境課

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5（三宮プラザ EAST 2階）

TEL：078-595-6216 E-mail：biodiversity@city.kobe.lg.jp